

意匠の国際登録制度「ヘーグ協定 ジュネーブアクト」と自己指定の留保



会員 青木 博通

目次

- I. はじめに
- II. ヘーグ協定の基本構造
- III. ジュネーブアクトの概要
- IV. 自己指定（自国指定）の留保
- V. ジュネーブアクトのメリット及びデメリット
- VI. 他のヘーグ協定
- VII. ジュネーブアクトとマドリッド協定議定書（マドリード）との違い
- VIII. おわりに

I はじめに

意匠の国際登録制度についての条約であるヘーグ協定ジュネーブアクト（以下、「ジュネーブアクト」とい

う）の加盟国が44カ国・政府間機関（2012年3月21日加盟まで）に達し、米国⁽¹⁾、韓国も加盟について検討しているようであり、日本にもその動き⁽²⁾がある。但し、審査主義をとる米国では動きが止まっており、韓国は日本と異なり、無審査制度も併用するようになっている。

筆者は、1999年7月2日に採択されたジュネーブアクトの外交会議（1999年6月16日～7月6日までスイス・ジュネーブのCICG（ジュネーブ国際会議センター）で開催）に日本弁理士会代表として出席した⁽³⁾。

そこで、本稿では、外交会議での議論も含め、最新の情報に基づき、ジュネーブアクトの概要について解説することとしたい。

表1 ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国・政府間機関（44カ国・政府間機関）

地域・政府間機関	加盟国・政府間機関
欧州（北欧）	デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド
欧州（西欧）	フランス、リヒテンシュタイン、スイス、ドイツ、スペイン、モナコ
欧州（東欧）	アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、エストニア、グルジア、クロアチア、ハンガリー、キルギスタン、リトアニア、ラトビア、モンテネグロ、モルドバ共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロベニア、ウクライナ
アフリカ	ボツワナ、エジプト、ガーナ、ナミビア、サントメ・プリンシペ、ルワンダ
アジア	モンゴル、シンガポール、タジキスタン、トルコ、オマーン、シリア・アラブ共和国
北米・中南米	なし
政府間機関	EU・欧州共同体商標意匠庁（OHIM）- オーストリア、ベルギー、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、イギリス、ルーマニア、ブルガリア（27カ国）
政府間機関	アフリカ知的財産機構（OAPI）- ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ（16カ国）

II ヘーグ協定の基本構造

ヘーグ協定には、パリ条約19条の特別取極として、1925年11月6日に締結され、工業意匠の国際寄託制度として1928年6月1日に発効した①ロンドンアクト（1934年）と1960年11月28日に発効した②ヘーグアクト（1960年）の2つのアクト⁽⁴⁾があり、また、

1999年7月2日に採択され、2003年12月23日に発効した工業意匠の国際登録制度としての③ジュネーブアクト⁽⁵⁾がある。

ロンドンアクト（加盟国数：12）は、2010年1月1日から凍結されており、寄託を行うことはできない（2010年1月1日以前の寄託は有効）。よって、実際に動

いているのは、ヘーグ条約（加盟国数：34）とジュネーブ条約（加盟国・政府間機関数：44）の2つということになる。意匠出願件数の多い日本（30,875件）、中国（351,342件）、韓国（57,903件）、米国（25,806件）は、いずれの条約にも加盟していない（カッコは2009年の出願件数）。

日本は、ヘーグ協定の加盟国でないため、日本人、日本法人は、直接、本協定を利用することができないが、加盟国に住所（domicile）若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所（real and effective industrial or commercial establishment）を有している場合（ジュネーブ条約の場合には、これに加えて、常居所（habitual residence）を有している場合）、利用することができる（entitlement to file）。

意匠の国際登録／登録意匠総数のランキングは表2の通り、2008年のリーマン・ショック（Lehman Shock）後も増加傾向にある。

住所別登録数ランキングは表3の通り、ドイツ、スイス、フランス、オランダ、米国の順になっており、ヘーグ協定加盟国でない米国がベスト5に入っている。米国企業（P&G, Apple, Coca-Cola等）が加盟国の営業所等をベースに出願していることが分かる（図1参照）。ヘーグ条約の下では、日本企業（例＝オリンパス）の登録例がある（登録第60025号／インクボトル）。

Ⅲ ジュネーブ条約の概要

1. ジュネーブ条約制定の経緯

1999年7月2日、スイス国ジュネーブ国際会議センターで開催されていた外交会議で「工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ条約(GENEVA ACT OF THE HAGUE AGREEMENT CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS)」が採択され、1999年7月6日に最終議定書(Final Act)に日本、中国、スペイン、スイス、米国、欧州共同体等47カ国（政府間機関を含む）が署名し、条約にロシア、スペイン、スイス、米国等24カ国が署名した（H/DC/INF/5 Rev. 文書参照）。

意匠の国際寄託については、既にロンドン条約及びヘーグ条約が存在していたが、ロンドン条約については拒絶通報の機会がなく、ヘーグ条約については指定国の拒絶通報期間が、国際意匠公報受理の日から6ヶ月となっており、米国、日本、韓国のように審

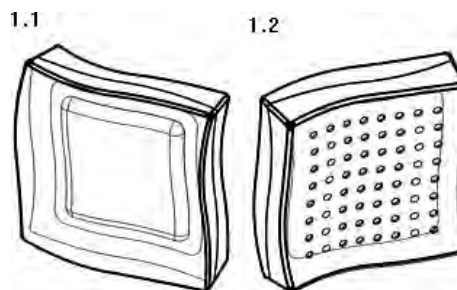
表2 意匠の国際登録／登録意匠総数

年度	登録件数	1意匠1出願 多意匠1出願	登録意匠総数
2004	1,415	542 873	8,937
2005	1,135	467 668	6,806
2006	1,143	451 692	5,949
2007	1,147	413 734	6,579
2008	1,523	544 979	7,920
2009	1,681	593 1,088	8,872
2010	2,216	432 1,783	11,238

表3 意匠権者の住所別登録意匠数ランキング（2010年）

	国名	登録意匠数
1	EU	2,864
2	スイス	2,635
3	フランス	998
4	オランダ	867
5	米国	811
6	イタリア	551
7	トルコ	287
8	オーストリア	231
9	スペイン	218
10	ルクセンブルグ	208

図1 米国P&G社の国際登録第66131号意匠（エアフレッシュナー）、居所はスイス



査に6ヶ月以上を要する国は、対応が不可能なため、加盟国になっていなかった。そこで、審査主義国でかつ意匠出願件数の多いこれらの国も加盟しやすいように、審査主義国にも対応可能な制度としたのが、ジュネーブ条約である。

1990年代に入ると欧州共同体意匠規則の創設が本格的に検討され、共同体意匠規則がカバーする15カ国（現在27カ国）とヘーグ協定の重要な加盟国（先進国）は大部分が重複しているため、共同体意匠の利用

により、ヘーグ協定の利用が激減する可能性があった（実際に激減した）。このような事情も、ジュネーブアクトを設けた要因になっている。

2. 国際出願

ジュネーブアクトは、ヘーグアクトにおける「国際寄託 (international deposit)」の語に代えて、「国際出願 (international application)」、 「国際登録 (international registration)」の語を使用している (1条)。

締約国の国民等は、国際事務局に直接 (直接出願) に、また、締約国が許す場合には、締約国の官庁を通じて間接的 (間接出願) に意匠を出願 (電子出願可能) ことができ (4条1項)、その後書誌的事項と図面又は写真が、国際意匠公報に掲載される。

出願に際しては、加盟国を指定することになる。現在44カ国・政府間機関が加盟しているが、指定国別登録意匠数は表4の通り、EU⁽⁶⁾、スイス、フランス、ドイツ、トルコの順になっており、EUに加盟していない欧州のスイス、トルコが上位に位置している。

1出願による指定国数 (2010年) は、3乃至5カ国 (27.9%)、2カ国 (26.5%)、1カ国 (19.5%)、6乃至10カ国 (13.7%)、11乃至23カ国 (11.5%) の順となっている。

新規性審査を行う締約国が自己指定の留保の宣言をした場合には、自国を指定国としても効果がない (14条3項)。後述するように、この条文は、日本政府の提案により、外交会議で設けられた。

直接出願の場合には国際事務局が国際出願を受理した日が、間接出願の場合には国際出願を国際事務局が1ヶ月以内に受理することを条件に締約国の官庁が国

際出願を受理した日が、それぞれ国際出願日として認定される (規則13条3項)。但し、安全手続 (Security Clearance) を要求する締約国は宣言をすることにより、上記1ヶ月以内の期間を6ヶ月以内とすることができる (規則13条4項)。

国際出願日は、原則として国際登録日となる (10条2項)。

出願書類には、出願人の名称 (name)、住所 (address)、創作者 (creator)、指定国 (designated contracting parties)、製品名 (products) 等の書誌的事項を記載し、意匠を表した図面又は写真 (1図の大きさは16×16cm) を添付する必要がある (5条4項)、1出願にロカルノ国際分類同一クラスの範囲内であれば、100件まで意匠を含めることができる (5条4項、規則7条(31)(V))。但し、ジュネーブアクト13条 (意匠の単一性) の宣言を行っている国 (エストニア、キルギス、ルーマニア、シンガポール、シリア) に対しては、多意匠1出願を利用できない。意匠が平面的なものであり、公告繰り延べ請求がされている場合には、意匠の図面又は写真に代えて見本を提出することができる (5条1項)。

ブルガリア、フィンランド、ガーナ、アイスランド、ノルウェー、ルーマニア、セルビアを指定した場合には、創作者の同一性の表示が必要となる。

ルーマニア及びシリア・アラブ共和国を指定した場合には、意匠の特徴記載 (description) が義務となる。特徴記載は100語までは無料で、100語を超えた場合には、1語につき2スイスフランの割増料金が必要となる (規則11条2項)。

国際分類別登録シェアは表5の通り、容器、時計、家具の順になっている。

表4 指定国別登録意匠数 (2010年)

	国名	登録件数
1	EU	4,601
2	スイス	3,415
3	フランス	1,022
4	ドイツ	812
5	トルコ	287
6	スペイン	182
7	リヒテンシュタイン	58
8	ポーランド	48
9	ノルウェー	32
10	セルビア	25

表5 国際分類別登録シェア (2010年)

	分類	製品	シェア
1	9類	容器等	11.4%
2	10類	時計等	9.1%
3	6類	家具	8.3%
4	23類	暖房用機器等	6.5%
5	7類	家庭用品	6.2%
6	26類	照明機器	5.9%
7	12類	輸送機器等	5.5%
8	32類	ロゴ、装飾等	4.6%
9	2類	衣料品等	4.4%
10	15類	機械等	4.4%

3. 優先権主張

優先権主張 (priority claim) を国際出願に含めることができる (6条1項)。

4. 国際出願日認定要件

全ての国際出願が出願日の認定を受けるために満たすべき要件については、5条1項に規定があり、所定の言語 (英語、フランス語又はスペイン語) により、①国際登録を求める請求、②出願人の所定の情報、③所定の部数作成した国際出願の対象である意匠の一つの複製物又は出願人の選択によっては2以上の異なる複製物で、所定の方法により提出されるもの、④製品名等が規定されている。

また、審査主義国は、宣言をすることにより、①創作者の同一性に関する表示 (Identity of Creator)、②意匠の特徴又は再現物の簡潔な叙述 (Description)、③クレーム (Claim) を出願日認定要件として要求できる (5条2項)。①は日本等の制度、②は英国等の制度、③は米国等の制度を考慮したものである。

これらの不備については、訂正の機会が与えられるが、一定の不備については、国際出願日が繰り下がることになる (規則14条)。

なお、製品名の記載不備は国際出願日繰り下げの理由とはなっていない (この点は現在の日本の実務と異なる点である)。

5. 使用言語

使用言語としては、英語、フランス語、または、スペイン語⁽⁷⁾の何れかの選択が可能 (規則6条1項)。指定国と出願人との間の言語については規則6条の適用はなく、指定国の定める言語による。

6. 公告繰り延べと手数料

出願日 (優先日) から、最大30ヵ月間、出願の公告繰り延べ (deferment of publication) をすることができる (5条5項、規則16条)。

但し、アイスランド、ポーランド、シンガポール、又は、1999年ジュネーブ条約に基づきブルガリア、ハンガリー、モナコ、ウクライナを指定した場合には、公告繰り延べはできない。また、デンマーク、フィンランド、ノルウェーを指定した場合には、公告繰り延べ期間は6ヵ月を超えることができず、クロアチア、エストニア、OAPI (アフリカ知的財産機構)、スロベ

ニア、シリア・アラブ共和国を指定した場合には、公告繰り延べ期間は12ヵ月を超えることができない。

手数料は、基本手数料 (Basic Fee)、各指定国についての指定手数料 (Designation Fee)、国際意匠公報掲載手数料 (Publication Fee) に分けられる。

指定手数料は、さらに、標準指定手数料 (Standard Designation fee) と個別手数料 (Individual Fee) に分かれる。審査主義国は、7条2項の宣言をすることにより、個別手数料 (Individual Fee) として、2段階に分けて徴収することができる。すなわち、(1)出願の時と(2)締約国が定める時 (例：登録時) である (規則12条3項)。

7. 国際登録と公表 (早期公表)

国際事務局は国際出願が要件を満たす場合には受領次第速やかに工業意匠を登録し、証明書を意匠所有者へ送付しなければならない (10条1項、規則15条)。登録は公告繰り延べがなされたか否かに関係なく効力を生ずる (10条1項)。

国際登録は原則として国際登録の日から6ヵ月後に国際意匠公報により公表される (規則17条1項3号)。但し、出願人が早期公表を望む場合、公告繰り延べの請求があった場合にはこの限りではない (規則17条1項1号・2号)。

当該公表は締約国において十分な公表とみなされ、出願人は他の公表を要求されない (10条3項)。

8. 国際登録の写しの送付

国際事務局は、希望する締約国へ国際登録の写しを関連する書類等と共に登録後速やかに送付する (10条5項)。

公告繰り延べされた場合でも締約国は宣言することにより、出願書類 (秘密の写し) を入手して審査を進めることができる。

9. 拒絶通報と分割

新規性について審査主義をとる指定国の内、宣言を行った国は、国際意匠公報受理の日から12ヵ月以内に自国での保護を拒絶する旨を国際事務局に通報 (拒絶通報) することができる (規則18条1項b)。このような宣言を行わない国は、国際意匠公報受理の日から6ヵ月以内に自国での保護を拒絶する旨を通報する必要がある (規則18条1項a)。拒絶通報には、その根

拠となるすべての理由が付される（12条2項b）。出願人には、拒絶通報に対して、指定国で国内出願に認められるのと同様の救済措置が認められる（12条3項b）。この救済措置には、日本の意見書も含まれる（この点は、日本政府が外交会議で確認）。意見書の言語は指定国により決定できる（この点は、日本弁理士会の代表として筆者が外交会議で確認）。意匠の単一性に関する拒絶通報に対しては分割の手続をとることができる（13条、規則18条3項）。

10. 国際出願及び国際登録の効果

国際事務局への国際出願が国際登録簿に登録されることにより、指定国の国内法が定める出願の効果と少なくとも同様の効果が生ずることになる（14条1項）。

新規性について審査主義をとる指定国内、宣言を行った国は、国際意匠公報受理の日から遅くとも18ヵ月後に指定国の法に基づく意匠の保護の付与がなされたと同様の効果が生ずることができる（14条2項、規則18条1項c）。このような宣言を行わない国は、国際意匠公報受理の日から遅くとも6ヵ月後にこのような効果が生ずることになる（14条2項、規則18条1項a）。

11. 存続期間と更新

存続期間は、登録の日から5年間であり、5年毎の更新により少なくとも15年間まで延長でき、指定国が15年間より長い保護期間を定めている場合には、その保護期間が適用される（17条）。例えば、EUは25年間、モナコ、モロッコは50年間となる。

12. 政府間機関（欧州共同体等）の投票権問題

欧州連合のような政府間機関も構成国の数に応じた投票権を持つ。しかしながら、構成国の1カ国でも投票権を行使した場合、政府間機関は投票権を行使できない。また、政府間機関が投票権を行使する場合には、構成国は投票権を行使することができない（21条4項）。この方法は、WIPO著作権法条約と同じ解決方法である。

IV 自己指定（自国指定）の留保

自己指定の留保（optional prohibition of self-designation）、すなわち、出願人が自国を指定して国際出願をすることを禁止できることが、外交会議の一つの争

点となったが、日本は、自己指定を留保できる条項を14条3項⁽⁸⁾に設けることを提案した（H/DC/8文書）。

自己指定の留保の条項の必要性について、特許庁は、「日本国特許庁は年間約4万件の意匠出願を受理しており、もし、この多くが英語でヘグシステムを通じて出願されると、英語のできる審査官の数が限られているため、必要な審査ができなくなる可能性が高い。」と発言している⁽⁹⁾。

この発言の後に、自己指定の留保の提案に対して、韓国、ドイツ、ロシア、米国、ポルトガルのセコンド（second）があり、また、反対意見もなく、自己指定の留保の規定が承認された。

特許庁は、外交会議の前から、セコンドをしてもうらように、米国、韓国、欧州の国々に根回しをしていたようである⁽¹⁰⁾。

2010年の日本における意匠に関する優先権証明書発行件数は、12,757件であるので、留保宣言をしないと、この数に相当する自己指定がなされる可能性がある。

日本の51名の意匠審査官の数⁽¹¹⁾では、審査遅延を回避するため自己指定の留保宣言をして、ジュネーブアクトに加盟する必要がある。また、Vで述べるように、自己指定をした場合には、秘密性がない、拒絶理由の事実が原簿に開示されてしまうといったデメリットもあり、ジュネーブアクトを熟知しない日本企業が不利益を被ることも考えられるので、この点からも、まず、自己指定の留保宣言をして加盟する必要がある。審議会でも自己指定を留保すべきとの意見が委員より出ている。

ブルガリアは、自己指定の留保宣言を行っている。

なお、PCT（特許協力条約）では自己指定が認められており⁽¹²⁾、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書では、自己指定は禁止されている（3条の2）。

V ジュネーブアクトのメリット及びデメリット

1. メリット

ジュネーブアクトを利用した場合、各国代理人を利用する必要がないので、安いコストで意匠権を取得できるメリットがある。

また、権利の更新・移転は国際事務局のみで行えばよい。

2. デメリット

一方、以下のデメリットもあるので、利用に際して

は、注意を要する。

(1) 秘密性がない

意匠は秘密性が高いが、出願すると国際登録の日から6カ月ほどで出願内容が公開されてしまうことがデメリットと言える。

公告繰り延べ制度もあるが、指定国にこれを認めない国や繰り延べ期間が短い国があると、早期に出願内容が公開されてしまうことになる。

新車発表前の意匠公表を差し控えたい自動車会社や模倣品対策を手掛ける企業にとっては使い勝手が悪いと言えよう。

(2) 拒絶理由の開示

日本では、意匠出願が拒絶されても、その結果は公表されないが、ジュネーブ条約では、原簿にその事実が掲載されてしまうデメリットがある⁽¹³⁾。

仮に、日本がジュネーブ条約に加盟して、自己指定を留保しなかった場合には、このデメリットを考慮して、自己指定をするか否か判断する必要がある。日本では、拒絶理由が通知される比率が20～30%⁽¹⁴⁾ほどあるので、自己指定をしない方が安全と言えよう。

(3) 旧植民地をカバーできない

イギリスは、欧州連合の加盟国であるが、ジュネーブ条約の加盟国でないため、イギリスを指定して国際登録をすることができず、イギリスでの権利を取得したい場合には、EUを指定することになる。

イギリスの指定ができれば、イギリスの旧植民地(例：ベリーズ、ウガンダ等)もカバーできるが、EUを指定した場合には、イギリスの旧植民地をカバーすることができない。

(4) 担保権及びライセンスを登録できない

ジュネーブ条約では、担保権(security right)及びライセンスを登録をすることができない⁽¹⁵⁾。

マドプロの場合は、ライセンス登録が可能であるが、日本はライセンス未適用の宣言を行っている⁽¹⁶⁾。

VI 他のヘーグ協定

1. ヘーグ協定ロンドン条約(1934年)の概要

ロンドン条約(1934年)では原語はフランス語のみで、間接寄託はできない。指定国制度や拒絶通報制

度がなく、寄託されれば本国を除いて(但し、当該国の国内法令がこれを許す場合にはこの限りではない)自動的に加盟国に効力が及ぶ。存続期間は、5年プラス10年となっており、国際意匠公報には書誌的事項のみ掲載され、意匠の図面、写真等は掲載されない。

2. ヘーグ協定ヘーグ条約(1960年)の概要

締約国の国民等は、国際事務局に直接(直接寄託)に、また、締約国が許す場合には、締約国の特許庁を通じて間接的(間接寄託)に意匠を寄託することができ、その後、書誌的事項と図面又は写真が、国際意匠公報に掲載される。締約国が許す場合には、指定国に自国を含めることができる(自己指定)。

寄託書には、寄託者の名称、住所、指定国、物品名等の書誌的事項を記載し、意匠を表した図面又は写真を添付する必要があるが、1寄託にロカルノ国際分類同一クラスの範囲内で100件まで意匠を含めることができる。追加的に見本も提出できる。

100語以内であれば、無料で意匠の特徴を記載できる。100語を超えた分については、ジュネーブ条約同様に有料となる。

使用言語としては、英語、フランス語、または、スペイン語の何れかを選択できる。

寄託日(優先日)から、最大12ヶ月間、寄託書の公告繰り延べをすることができる。

審査主義をとる指定国は、国際意匠公報受理の日から6ヶ月以内に自国での保護を拒絶する旨を国際事務局に通報する必要がある。

存続期間は、寄託の日から5年間であり、更新することにより、さらに5年間存続する。また、指定国が10年間より長い保護期間を定めている場合には、その保護期間が適用される。

国際事務局への国際寄託が国際登録簿に登録されることにより、指定国の国内法が定める寄託の効果と同様の効果が生ずることになる。但し、審査主義をとる指定国が国際意匠公報受理の日から6ヶ月以内に自国での保護を拒絶した場合には、この限りではない。また、新規性の審査を行う指定国については、原則として、国際寄託日を保持して6ヶ月の拒絶通報期間経過後に国内法と同様の効果が生ずることになる。

3. 他の条約との比較

経済がグローバル化すると、コストダウン及び簡易

迅速化の観点より、各国毎に工業所有権を取得する制度ではなく、出願手続から権利の効力までを統一した世界統一法による国際的な登録制度の必要性が高まってくる。

WIPOでは、このような必要性に鑑み、特許の分野では「特許協力条約（PCT）」、商標の分野では「マドリッド協定議定書（マドプロ）」、そして、意匠の分野では「工業意匠の国際寄託（登録）に関するヘーグ協定（ヘーグ協定）」を設けている。

しかしながら、各制度とも出願手続から権利の効力まですべてを統一した世界統一法のレベルまでには達しておらず、権利の効力については、各国の工業所有権制度に委ねられている。

PCTでは、国際出願をすることにより、指定国に出願したのと同じ効果を得ることができるが、特許権の設定は各国毎に行われ、権利後の管理も各国毎に行われる。この意味でPCTは国際登録制度とは言えない。

マドプロとヘーグ協定は、単一の手続により各国に登録（寄託）した場合と同じ効果を得ることができ、単一の国際登録原簿で権利の移転及び更新を管理できる点で共通している。この意味で両制度は、PCTより進んでいる。

しかしながら、マドプロには、本国出願又は登録への従属性という、パリ条約6条の5に規定されている

テルケル商標（telle quelle）としての性格がある。

これに対して、ヘーグ協定には、このような従属性はない。

以上述べたところより、現段階ではヘーグ協定が世界統一法による国際登録制度に最も近いといえる。

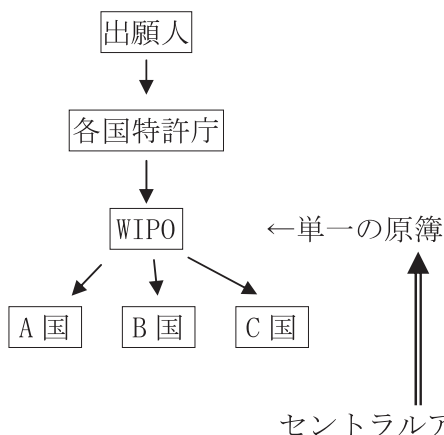
VII ジュネーブアクトとマドリッド協定議定書（マドプロ）との違い

ジュネーブアクトとマドプロを比較すると、単一の手続により各国に登録した場合と同じ効果を得ることができ、単一の国際登録簿で権利の移転及び更新を管理できる点では共通する。

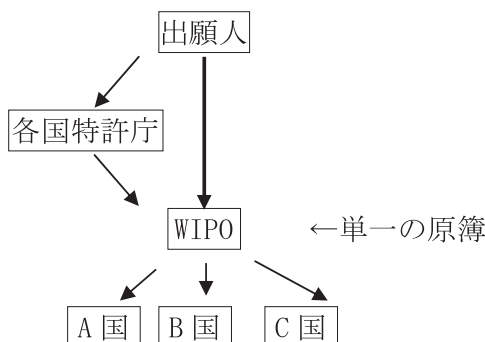
しかしながら、マドプロには、本国出願又は登録への従属性という、パリ条約6条の5に規定されているテルケル商標（telle quelle）としての性格がある。このため、国際登録には、本国出願又は登録の基礎が必要であり、国際事務局への直接出願も自己指定出願もすることができない。また、国際登録日から5年以内に本国における基礎出願又は基礎登録が無効若しくは取り消しとなった場合には、国際登録も取り消されることになるセントラルアタックの制度が設けられている。

これに対して、ジュネーブアクトには、このような従属性がなく、国際事務局への直接出願、自己指定の可能性もあり、セントラルアタックのような制度もない。

マドリッド協定議定書（商標）



ヘーグ協定ジュネーブアクト（意匠）



1999年6月ジュネーブ条約外交会議（右手前が筆者）



VIII. おわりに

マドプロ加盟の際には、商品等の国際分類に関するニース協定加盟（1990年2月20日）→商標制度の調和条約である商標法条約加盟（1997年4月1日）→マドプロ加盟（2000年3月14日）というように、特許庁やユーザーがミスを起こさないように、段階的に、長い年月をかけて商標の国際的な条約に加盟した。また、留保規定はすべて宣言してマドプロに加盟している。

ところが、意匠については、意匠の国際分類に関するロカルノ協定にも加盟しておらず、意匠制度の調和条約は、困難を伴いまだ検討段階である。本来であれば、ロカルノ協定及び意匠制度の調和条約に加盟した後に、ジュネーブ条約に加盟するのが国民の利益に資すると言えよう。米国のジュネーブ条約加盟の動きが止まったのもこの辺に理由があると考えられる。韓国が加盟の方向と聞くが、韓国は無審査制度を併用しており、日本と同列に考えられない。

上記のようなステップを踏まないでヘーグ協定加盟を急ぐ理由が見当たらない。それでも、審査大国である日本が加盟を急ぐのであれば、審査遅延が生じないように、日本政府が自ら外交会議で発言して設けた自己指定留保（14条3項）を宣言して加盟することが国民の利益に資すると思う。

ヘーグ協定には、拒絶理由の開示、秘密性の欠如等デメリットがたくさんあり、拒絶理由の多い審査大国である日本を自己指定した場合には、この弊害は甚大なものとなる。国民がこれをよく理解して、混乱なくヘーグ協定を使いこなすには、時間を要する。現段階では、自己指定の留保は、MUSTと言えよう。

意匠制度全体を混乱なく上手く回すにはどうしたよいか、ヘーグ協定加盟の議論においても、その視点が最も重要である。

以上

注

- (1) JETRO NY News (2006年11月15日)「米国がヘーグ協定ジュネーブ条約の批准手続を開始」を参照（但し、その後動きが止まっている。）。WIPOの総収入の90%が手続収入であり、その内、PCT（72%）、商標の国際登録・マドリッド協定「（17%）、意匠の国際登録・ヘーグ協定（1%）の割合になっているようであり、日本、米国、中国、韓国がジュネーブ条約に加盟すると収入も格段に増えると予測される。データについては、奥富宏「WIPOに勤務して」パテント63巻1号（2010年）3頁及び9頁、WIPO文書A/47/3を参照。
- (2) 「知的財産推進計画2011」（2011年6月3日）16頁にも「ヘーグ協定への加入 意匠の国際登録に関するヘーグ協定への我が国の加入について、検討を行い、結論を得る。（短期）（経済産業省）」と記載されており、審議会でも検討が始まった。
- (3) 日本弁理士会からは、私の他に、西村雅子弁理士、鹿又弘子弁理士が参加した。外交会議の議事録（筆者も3回発言）については、“Diplomatic Conference for the adoption of a new act of the Hague Agreement concerning the international deposit of industrial designs Provisional Summary Minutes SM20/August 9, 1999（「HDC/SM20」文書という）」（http://www.wipo.int/mdocsarchives/H_DC/SM_20.pdf）を参照。また、外交会議の様相については、瓜本忠夫「ジュネーブ外交会議日記（1）、（2）」意匠の国際登録に関するヘーグ協定新条約外交会議及び同専門委員会に出席して」とつきよ325号（平成11年10月）12頁乃至20頁、同326号（平成11年11月）9頁乃至20頁参照。
- (4) The Hague Agreement concerning the International Deposit of Industrial Designs/London Act/Hague Act
- (5) Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs
- (6) 2008年1月1日にEUがジュネーブ条約に加盟したため、ジュネーブ条約に基づく国際出願の中で、27カ国をカバーする欧州共同体商標意匠庁を指定することが可能となっている。また、2008年9月16日からは、16カ国をカバーするアフリカ知的財産機構を指定することができる。
- (7) 2010年4月1日施行の規則による。以前は、英語とフランス語であった。
- (8) Article 14 (3) [*Declaration Concerning Effect of Designation of Applicant's Contracting Party*] (a) Any Contracting Party whose Office is an Examining Office may, in a declaration, notify the Director General that, where it is the applicant's Contracting Party, the designation of that Contracting Party in an international registration shall have no effect.
(b) Where a Contracting Party having made the declaration referred to in subparagraph (a) is indicated in an international application both as the applicant's Contracting Party and as a designated Contracting Party, the International Bureau shall disregard the designation of that Contracting Party.

- (9)前掲注(3)「HDC/SM20 文書」項目 371 乃至 378 参照。
(10)前掲注(3)瓜本「とっきょ」325 号(平成 11 年 10 月)18 頁及び 19 頁参照。
(11)ある国際会議で日本の意匠制度についてスピーチした際に、参加者から、51 名という少ない審査官の数で、どうやって 3 万件以上の意匠出願を短い期間(審査処理期間:平均 10 カ月)に処理しているのかとの質問があった。
(12)PCT の場合には、国際出願をすると国際出願日に PCT に拘束されるすべての締約国が指定されたものとみなされる(規則 4.9(a))。下道晶久『出願人のための特許協力条約(PCT)』発明協会(2010 年)109 頁参照。
(13)ジュネーブアクト *Rule 18(5) and (6)*, GUIDE TO THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS 「09.I5A refusal of protection is notified to the

- International Bureau by the Office of the Contracting Party concerned. The International Bureau records such refusal in the International Register (unless it is not considered as such; see paragraph B.II.09.18), publishes it in the Bulletin, and transmits a copy of the notification to the holder of the international registration concerned.」参照。
(14)拒絶理由の内訳の比率については、平成 18 年 2 月 15 日産権審知的財産政策部会配付資料『意匠制度の在り方について』49 頁参照。
(15)GUIDE TO THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS B.II. 58 17 参照。
(16)河合千明・斎藤純子『マドリッド・プロトコル実務の手引き』(発明協会, 2011 年)123 頁参照。

(原稿受領 2012. 1. 31)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務, 研究に携わっている方(日本弁理士会会員に限りません)
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則, 先着順とさせていただきます。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守~ 20,000 字以内(引用部分, 図表を含む)パソコン入力のこと
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
①論文の題名(仮題で可)
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先(TEL・FAX・E-mail)を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果, 不掲載とさせていただくこともありますので, 予めご承知ください。